

議案第51号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年10月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和4年度逗子市一般会計補正予算（第6号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年度逗子市一般会計補正予算（第6号）

（別紙のとおり）

令和4年10月18日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和4年度

逗子市一般会計補正予算（第6号）

逗子市

令和4年度逗子市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度逗子市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,911,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,429,842	334,382	4,764,224
	2 国庫補助金	1,616,006	334,382	1,950,388
19	繰入金	916,545	△7,163	909,382
	2 基金繰入金	886,413	△7,163	879,250
	歳 入 合 計	22,584,420	327,219	22,911,639

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	9,982,379	327,219	10,309,598
	1 社会福祉費	4,936,375	327,219	5,263,594
	歳 出 合 計	22,584,420	327,219	22,911,639

令和4年度

逗子市一般会計補正予算(第6号)に関する説明書

逗子市

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 9,982,379	千円 327,219	千円 10,309,598
歳 出 合 計	22,584,420	327,219	22,911,639

2 歳 入

15款 国庫支出金 334,382千円
 2項 国庫補助金 334,382千円

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	千円 698,165	千円 334,382	千円 1,032,547
計	1,616,006	334,382	1,950,388

19款 繰入金 △7,163千円
 2項 基金繰入金 △7,163千円

4 みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策 基金繰入金	74,853	△7,163	67,690
計	886,413	△7,163	879,250

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉総務 費補助金	千円 334,382	07 価格高騰緊急支援給付金事業費補助金	千円 326,500
		08 価格高騰緊急支援給付金事務費補助金	7,882

1 みんなで乗り 越える新型コ ロナウイルス 感染症対策基 金繰入金	△7,163	01 みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	△7,163

15款 国庫支出金 19款 繰入金

3 歳 出

3款 民生費

327,219千円

1項 社会福祉費

327,219千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,406,421	千円 327,219	千円 1,733,640	千円 334,382 国庫支出金 334,382	千円 地方債	千円 その他 繰入金 △7,163 △7,163	千円
計	4,936,375	327,219	5,263,594	334,382	0	△7,163	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 役務費	千円 719	002 地域福祉推進費	千円 327,219
19 負担金補助及 び交付金	326,500	10 住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業 役務費 負担金補助及び交付金	327,219 719 326,500

議案等資料

(補正予算資料)

議案等資料 (補正予算資料)

令和 4 年 第 4 回 定例会
 議案第 51 号
 令和 4 年度 一般 会計
 補正予算 第 6 号

課かい名 社会福祉課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	3	1	1	2	10

事業名 住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業

補正額 327,219 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	1	7

細節名 価格高騰緊急支援給付金事業費補助金

補正額 326,500 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	1	8

細節名 価格高騰緊急支援給付金事務費補助金

補正額 7,882 千円

歳入(3) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	19	2	4	1	1

細節名 みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金

補正額 ▲ 7,163 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度の市町村民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯あたり5万円を給付する。

当該事業の実施にあたり、効率的に事務を行うため住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業と一体的に実施するため、第3回定例会で承認された議案第43号一般会計補正予算第4号と調整のうえ必要となる経費を計上するもの。

説明

事業費 326,500,000円

① 令和4年度住民税非課税世帯 6,430世帯×50,000円＝ 321,500,000円
 (転入世帯含む)

② 家計急変世帯 100世帯×50,000円＝ 5,000,000円

事務費 719,000円

振込手数料 719,000円

◆住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業の補正予算について

＜補正予算の内容＞

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度の市町村民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯あたり5万円を給付する。

当該事業の実施にあたり、効率的に事務を行うため住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業と一体的に実施するため、第3回定例会で承認された議案第43号一般会計補正予算第4号と調整のうえ必要となる経費を計上するもの。

(1) 歳入 327,219千円

- ・国庫支出金（価格高騰緊急支援給付金事業費補助金） 326,500千円
- ・国庫支出金（価格高騰緊急支援給付金事務費補助金） 7,882千円
- ・繰入金（みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金） △7,163千円

(2) 歳出 327,219千円

ア 事業費 326,500,000円

- ① 令和4年度住民税非課税世帯 6,430世帯×50,000円＝ 321,500,000円
（転入世帯含む）

- ② 家計急変世帯 100世帯×50,000円＝ 5,000,000円

イ 事務費 719,000円

- 振込手数料 719,000円

＜給付対象世帯＞

対象者は、令和4年9月30日（以下「基準日」という。）において、逗子市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の①又は②に該当する世帯の世帯主。

- ① 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）

同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和4年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

- ② 令和4年1月以降の家計急変世帯

①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

＜申請方法等＞

- (1) 令和4年度住民税非課税世帯のうち、逗子市で令和4年度の課税状況が分かる世帯については、市から対象世帯に郵送された支給要件確認書に必要な事項を記入し、社会福祉課へ郵送もしくは持参。

※ 必要に応じて振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添付。

※ コンピューターシステムの導入後、対象世帯の抽出及び支給要件確認書の作成を行い、令和4年11月下旬に発送予定。

(2) 令和 4 年度住民税非課税世帯のうち、転入された方がいるなど、逗子市で令和 4 年度の課税状況が分からない世帯については、市役所の窓口を設置した申請書に必要事項を記入し、社会福祉課へ郵送もしくは持参。

※ 振込先口座の確認書類と本人確認書類の写し、転入者全員の令和 4 年度非課税証明書（令和 4 年 1 月 1 日に住民登録があった市区町村で発行。逗子市の場合には不要。）を添付。

※ 申請書は市のホームページからダウンロード可。

(3) 家計急変世帯については、市役所の窓口や市社会福祉協議会の窓口等に設置した申請書に必要事項を記入し、社会福祉課へ郵送もしくは持参。

※ 直近の収入が非課税世帯相当の水準に下がったことが分かる書類等を添付した申立書をあわせて提出。

※申請書は市のホームページからダウンロード可。

※ 市単独事業である住民税非課税世帯等に対する生活支援金と併せて受給可。

<支給開始日>

令和 4 年 12 月上旬予定

<申請期間>

原則令和 5 年 2 月 28 日まで